

## よくある質問と回答(事業所のみなさま向け)

### (8年度の変更点について)

- Q1 令和8年度から変わった点を教えてください
- Q2 1回あたりの利用時間が6時間以内に拡充した理由を教えてください
- Q3 長時間サービスを利用する際に注意することはありますか
- Q4 これまで貴事業所が訪問看護サービスを提供していない方が事業を利用する場合の手順を教えてください
- Q5 ヒアリングではどのような内容を確認しますか
- Q6 家族同席のもとでのサービス提供期間はどのくらい続けますか
- Q7 ヒアリングや家族同席のもとでのサービス提供も、年間利用時間に含まれるのですか
- Q8 2名で訪問すると、利用時間はどのようになるのでしょうか

### (訪問看護の提供)

- Q9 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか
- Q10 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか
- Q11 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか
- Q12 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか

### (事業所の登録要件)

- Q13 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか
- Q14 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか
- Q15 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか

### (利用について)

- Q16 年度ごとに利用登録をする必要はありますか
- Q17 年間の上限時間を超えた場合にはどうなるのか
- Q18 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか

Q19 利用時間の管理は誰が行いますか

Q20 利用時間管理表は横浜市に提出しますか

Q21 レスパイト事業で複数の事業所を使うことはできますか

Q22 レスパイト事業で複数の事業所を利用している方の利用時間管理はどのように行いますか

(委託料)

Q23 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか

Q24 1回あたりの利用時間は「30分以上6時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか

Q25 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことですが、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけるのでしょうか

Q26 事務手数料はいつ請求すればよいですか

(その他)

Q27 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか

Q28 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続きが必要ですか

## (8年度の変更点について)

Q1 令和8年度から変わった点を教えてください

A1 令和8年度から、以下の3点に変更になりました。

- ① 年間の利用時間上限の拡充: 6時間→24 時間
- ② 1回あたりの利用時間: 2時間以内→6時間以内
- ③ 訪問看護を利用していない方も対象に

ただし、安全にご利用いただくため、原則として2名体制でサービスを提供する他、事前のヒアリングやご家族同席でのサービス提供などの手順があります。

(詳細は Q4 以降をご参照ください)

※①は令和8年4月1日から、②および③は令和8年6月1日から適用されます。

Q2 1回あたりの利用時間が6時間以内に拡充した理由を教えてください

A2 これまでの「2時間以内」という上限では、ご家族が通院などの用事を済ませるには短いとのご意見があったことを踏まえ、まとまった休息時間を確保していただけるよう、1回あたりの上限を6時間以内に拡充しました。

Q3 長時間サービスを利用する際に注意することはありますか

A3 1回あたり最大6時間まで利用できますが、事業所の職員体制や当日の状況によっては、6時間の利用が難しい場合があります。利用可能時間については、事前に事業所へご確認ください。  
また、医療的ケアを安全に行うため、3時間を目安に、職員が交代しながら対応します。  
事前に交代時の引継ぎ方法などについて、あらかじめ事業所とご確認ください。

Q4 これまで当事業所が訪問看護サービスを提供していない方が事業を利用する場合の手順を教えてください

A4 これまで貴事業所が訪問看護サービスを提供していない方が事業を利用する場合は、安全確保及び適切な支援のため、以下の手順を原則としています。

### ① 訪問看護指示書の作成依頼

HPに掲載している依頼文を活用し、事業所から主治医へ訪問看護指示書の作成を依頼します。

### ② 事前ヒアリングの実施

2名の職員により、利用者の心身の状態や生活状況等を把握するためのヒアリングを行います。

### ③ ご家族同席のもとでのサービス提供

ご家族同席のもと、2名の職員によるサービス提供実施期間を設けます。

(実施する時間・回数・内容については、利用者と事業所の双方で確認します)

### ④ 2名体制でのサービス提供

その後も、原則として2名による訪問を継続し、安全かつ適切な支援を提供します。

なお、事業所と利用者(ご家族)の双方において、安全にサービス提供が可能であることが確認できた場合に限り、1名で実施します。

Q5 ヒアリングではどのような内容を確認しますか

A5 主な確認事項は、

- ・医療的ケアの手順
- ・緊急時の対応方法
- ・日常の体調や生活リズム、注意事項
- ・その他必要な事項などです。

事業所は、ヒアリング内容を記録し、担当者間で共有してください。

Q6 家族同席のもとでのサービス提供期間はどのくらい続けますか

A6 利用者の状態や事業所ごとの体制により、期間は異なります。事業所と利用者・ご家族でよく話し合い、安全にケアが行えると確認できるまで同席する期間を設けてください。

Q7 ヒアリングや家族同席のもとでのサービス提供も、年間利用時間に含まれるのですか

A7 はい。含まれます。

これまで訪問看護を提供していなかった事業所が新たに支援を行う場合には、医療的ケアの手順・体調変化時の対応などについて、実際の支援を通じて具体的に確認する必要があります。

そのため、安全なレスパイト支援を行うために不可欠な「サービス提供の一部」として位置付けており、年間の利用時間に含めています。

Q8 2名で訪問すると、利用時間はどのようになるのでしょうか

A8 訪問する職員の人数にかかわらず、年間で利用できる時間は24時間です。

例えば、看護師2名が1時間訪問した場合、年間の利用時間から差し引かれるのは「1時間」です。

なお、事業所が横浜市に請求する際には、職員数×時間数でご請求ください。

#### (訪問看護の提供)

Q9 リハビリを目的として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による支援を行うことはできますか

A9 この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を図るため、横浜市と委託契約を結んだ訪問看護事業所から看護師を派遣し、家族の代わりに医療的ケア等を行うことを目的としています。

そのため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による支援は対象外です。

Q10 訪問看護師2名で1名の医療的ケア児・者に対してサービスを提供することは可能ですか

A10 2名の訪問看護師によるサービス提供は可能です。2名で訪問する場合は利用者にあらかじめ理由等を説明し、同意を取ったうえで訪問を行ってください。

Q11 同じ日に訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等と連続してサービスを提供することは可能ですか

A11 本事業は、家族の休息時間の確保を目的としているため、他のサービス(訪問看護や居宅訪問型児童発達支援等)と連続して利用することは可能です。ただし、医療保険制度による訪問看護と連続して利用する場合は、医療保険制度を優先して利用してください。

Q12 医療保険制度による訪問看護がない日に、この事業を単独で利用することはできますか

A12 可能です。この事業は、医療的ケア児・者の家族の休息時間の確保を目的としているため、医療保険制度による訪問看護がない日でも、この事業を単独でご利用いただけます。

#### (事業所の登録要件)

Q13 訪問看護事業所の利用者の中に、事業の対象者がいる場合、事業所登録は必須ですか

A13 本事業への事業所登録は任意です。事業所の登録要件を満たしている訪問看護事業所におかれましては、可能な範囲で本事業に御協力をいただけますと幸いです。

Q14 「賠償責任保険の加入等、事業者の責による損害を補償する体制」が要件に含まれているのはなぜですか

A14 本事業では、訪問看護サービスの提供に伴う万が一の事故やトラブルに備え、事業所の責任において損害を補償できる体制が整っていることが求められます。通常、医療保険による訪問看護を実施している事業所では事業所単位で賠償責任保険に加入されているかと思いますが、本事業でのサービス提供がその保険の補償対象になるかどうかを事前に必ずご確認ください。補償体制が整っていることを確認のうえ、事業所登録をお願いいたします。

Q15 「直近5年間で小児看護もしくは重症心身障害児・者の医療的ケアの実績が継続的にあること」という要件について、具体的にはどの程度の実績があればよいのでしょうか

A15 本事業は常時医学的管理が必要な医療的ケア児・者を対象とするため、安全なサービス提供体制を確保することが重要です。詳細につきましては、横浜市子ども青少年局障害児福祉保健課にご相談ください(045-671-4278)。

(利用について)

Q16 年度ごとに利用登録をする必要はありますか

A16 年度ごとの再登録は不要です。ただし、利用者のケア内容や住所に変更がある場合は変更申請が必要ですので、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」をご提出ください。

Q17 年間の上限時間を超えた場合にはどうなるのか

A17 本事業を利用するにあたって、利用時間を超過した場合の費用負担や交通費などは横浜市からお支払いできません。これらの費用負担については、登録事業所から利用者に説明し、同意を得たうえでサービスの提供をしてください。(事業所登録、並びに利用登録申請の際に、上記内容に関する同意事項がありますので必ずご確認ください)

Q18 土日や祝日、夜間にもサービスの提供をしても良いですか

A18 可能です。登録事業所において、土日・祝日や夜間にサービスを提供できる体制が整っている場合にはこれらの時間帯でのサービスの提供も認められます。ただし、利用者の安全確保や緊急時対応などを十分に考慮した上で、事業所内での体制の整備をお願いいたします。

Q19 利用時間の管理は誰が行いますか

A19 利用登録を行った事業所とご家族のそれぞれで行います。「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(事業所用)」にサービスを提供した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間の記録をつけ、年間の利用時間(24時間)を超えないようにしてください。また、ご家族に「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用時間管理表(家族用)」をお渡しいただき、同様に管理するよう依頼をしてください。

Q20 利用時間管理表は横浜市に提出しますか

A20 横浜市への提出は不要です。各事業所で年間を通して保管してください。年度終了後は事業実施要綱に基づき、5年間保管をお願いいたします。

Q21 レスパイト事業で複数の事業所を使うことはできますか

A21 可能です。複数事業所間での利用時間の管理を行うことになるため、Q22にある利用時間管理の方法をご参照ください。

Q22 レスパイト事業で複数の事業所を利用している方の利用時間管理はどのように行いますか

A22 複数事業所を利用している方の利用時間管理は、利用登録補助を行った事業所で行います。詳しく

は以下の例をご参照ください。

【例】

利用者・・・Aさん

利用登録補助を行った事業所(利用時間管理を行う事業所)・・・B事業所

利用登録補助を行っていない事業所(利用時間管理を行わない事業所)・・・C事業所

① B事業所がAさんにサービス提供を行う場合

B事業所で記録をつけている利用時間管理表にサービスを提供した日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間を記載してください。

② C事業所がAさんにサービス提供を行う場合

【C事業所の対応】 サービス提供を行う前にB事業所に対し、サービス提供予定日と利用予定時間の報告を行い、残り時間があることを確認してください。

実際に行ったサービス提供が報告内容と異なる場合には、サービス提供後に改めてB事業所に連絡してください。

【B事業所の対応】 C事業所から受けた報告の内容をもとに、利用時間管理表にサービス提供の日付、事業所名、利用時間、今年度の残り時間を記載してください。

(委託料)

Q23 利用時間を超過した場合の費用や交通費などを、利用者から徴収することは可能でしょうか

A23 可能です。利用時間を超過した場合の費用や交通費等の実費については、利用者と事業所双方の合意がある場合に限り、徴収することができます。ただし、これらの費用負担については、事前に利用者に対して十分な説明を行い、同意を得た上で事業を実施してください。

また、徴収する費用の内容や金額については、できるだけ明確にし、書面等での確認を行うなどの対応をお願いいたします。

Q24 1回あたりの利用時間は「30分以上6時間以内」とのことですが、100分利用した場合の対象経費はいくらになりますか

A24 1時間を超えたサービス提供については30分あたり4,500円とし、30分に満たない場合は切り捨てて計算します。そのため、100分利用した場合の対象経費は90分の13,500円です。  
(9,000円+4,500円)

Q25 利用者の登録にかかる手続きを行った場合、1名あたり1,000円の事務手数料をお支払いしますとのことですが、登録内容を変更する手続きの場合にも事務手数料はいただけるのでしょうか

A25 事務手数料は新規登録のみを対象とします。変更の申請の場合にはお支払いできません。

Q26 事務手数料はいつ請求すればよいですか

A26 事務補助で登録した四半期終了後の翌月 10 日までに請求してください。

なお、実績報告書および委託料請求書には、「新規登録者数」をご報告いただく項目があります。

(その他)

Q27 横浜市電子申請・届出システムとは何でしょうか

A27 窓口や郵送などで行っていた申請・届出などの各種手続を、インターネットからオンラインで行うことができる横浜市の公式システムです。本事業においては、事業所登録の申請や、「横浜市医療的ケア児・者レスパイト利用登録(変更)申請書(第3号様式)」、および「主治医からの指示書」をこのシステム上から提出することが可能です。

Q28 横浜市電子申請・届出システムを利用するには、どのような手続が必要ですか

A28 横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は、**事前に利用者アカウントの登録が必要です。アカウントを登録しないと、申請手続が行えません。**

[横浜市電子申請・届出システム トップページ](#)

登録手順や操作方法については、以下の二次元コード、または案内ページをご参照ください。

(案内ページ)

